# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の 対応に関する要領

平成28年4月1日 桑 名 市

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、桑名市職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下この要領において同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)。

#### (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。

#### (所属長等の責務)

第4条 所属長及び所属長その他課長相当職以上の者を監督する地位にある者 (以下「所属長等」という。)は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とす る差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならな い。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長等は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (相談体制の整備)

- 第5条 職員による障害を理由とする差別に関して、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり桑名市役所に相談窓口を設置する。
  - (1) 保健福祉部障害福祉課
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか 電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図 る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### (研修・啓発)

第6条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨 の徹底や障害に対する理解を深めるために必要な研修・啓発を行うものとす る。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
  - (見直し)
- 2 この要領は、法、基本方針の見直し状況や障害を理由とする差別に関する相談事例の蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応 に関する要領に係る留意事項

# 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや 各種機会の提供を拒否し、場所・時間帯などを制限するなど、障害者でない者に 対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害するこ とを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われるものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に当たるかどうかは、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得が得られるような客観性が必要となるものである。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者等にその理由をわかり やすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

#### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する

#### 必要がある。

- ○障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- ○障害があることを理由に対応の順序を後回しにする。
- ○障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を 拒む。
- ○障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを 理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に 支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

# 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本 的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び 調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失 した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、 社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社 会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害すること とならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除 去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でない ものである。

合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。また、求めている内容に対応できない場合においても、代替手段がないか検討することが重要である。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものと

する。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する 配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡 大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達 など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介す るものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に則り、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 市がその事務・事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

#### 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者等にその理由をわかりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ○事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- ○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ○費用・負担の程度

#### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

## (物理的環境への配慮の具体例)

- ○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の 位置をわかりやすく伝える。
- ○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- ○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付 近にする。
- ○介助者等が付き添う場合、本人だけでなく介助者等の席を隣に用意する。
- ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合に、障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。また、ついたて等の活用や設置場所を工夫するなど、プライバシー保護等の配慮を行う。
- ○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難 しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きボード等を用いて、わかりやす く案内し誘導を図る。
- ○弱視の方から申出があった際に、会場の座席位置を照明の近くなどその見え 方に応じたふさわしい場所に案内する。

# (意思疎通の配慮の具体例)

- ○筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。また、難聴の方の会議への出席が予定されている場合など、可能な範囲で、磁気誘導ループなどの補聴援助機器を用意する。
- ○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- ○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応 できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- ○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- ○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい 記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配 慮を行う。
- ○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いず に説明する。
- ○障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたわかりやすい内容のメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ○介助者等が付き添う場合、介助者等ではなく、本人に話をする。
- ○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚 に障害のある出席者や知的障害を持つ出席者等に対し、ゆっくり、丁寧な進 行を心がけるなどの配慮を行う。
- ○会議の進行にあたっては、職員等が出席者の障害の特性にあったサポートを 行う等、可能な範囲での配慮を行う。

### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ○順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い 席を確保する。
- ○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ○庁舎等の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- ○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の意思疎通や理解を援助する者の同席を認める。

### 第7. その他 (用語解説)

#### ○社会的障壁

障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがらを指す。社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備等)だけでなく、慣行(障害者の存在を意識していない慣習、文化等)や観念(障害者への偏見等)も含む。

# ○障害者の権利に関する条約

障害者に関するはじめての国際条約として、平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、わが国は平成 19 年 9 月に条約に署名を行い、その後、条約の批准をめざして、必要な国内法の整備を進め、それらの準備を経て、平成 26 年 1 月に条約を批准、平成 26 年 2 月からわが国においても条約の効力が発生している。

# ○社会モデル

障害は個人の能力障害、機能障害に起因するものではなく、社会の障壁によって作り出されるものであるという考え方(社会の障壁には道路・建物などの物理的なものだけではなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民意識上の障壁等も含まれる)で、わが国の障害者制度改革のベースとなっている権利条約の基本的な考え方。これに対して、個人に起因するという従来の概念を医学モデルという。

#### 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例(学校教育分野)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する 要領に係る留意事項(別紙)の第3、第6に加えて、学校教育分野における不当 な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は、以下のとおりである。

## 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- ○学校への入学、授業や学校行事等への参加を拒むことや、これらを拒まない 代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- ○試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果 を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

#### 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- ○合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、 本人・保護者に障害の状況等を確認する。
- ○障害のある児童生徒のため、特別支援学級において、特別の教育課程を編成 する。

#### 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- (1) 物理的環境への配慮の具体例
- ○移動に困難のある児童生徒等のために、授業で使用する教室をアクセスしや すい場所に変更する。
- ○聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を 軽減する。
- ○視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために、黒板周りの掲示物等の情報量 を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

#### (2) 意思疎通の配慮の具体例

○見えにくさや聞こえにくさに応じた視覚的・聴覚的な情報や環境の提供、知 的障害に配慮した分かりやすい指示や教材・教具の提供を行う。 ○知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒等に対し、視覚的な情報提供や端的に答えることができる質問などにより、意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

### (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ○試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、拡大文字の使用等を許可する。
- ○医療的ケアを要する児童生徒等に対し、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認する。
- ○肢体不自由や慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したり、車椅子等の使用を許可したりする。
- ○読み・書き等に困難のある児童生徒のために、パソコン等の機器使用を許可 したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ○発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒に対し、レポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- ○対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、学習や活動のグループを 編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したり する。
- ○こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、 意思を伝えることに時間を十分に確保したり個別に対応したりする。